

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

本業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 4 年 9 月 28 日

香取市長 伊藤 友則

1 業務の概要

(1) 業務の名称

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託

(2) 業務内容

詳細は「香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」という。）による。なお、仕様書（案）は、受注予定者を特定するための基本的な仕様について定めたものであり、契約締結の際は、更に詳細な内容について、特定された受注予定者と協議の上、定めるものとする。

(3) 業務委託料

業務委託料は582,090千円を上限とする。ただし、各年度の上限金額は以下のとおりとする。

令和 5 年度 194,030千円

令和 6 年度 194,030千円

令和 7 年度 194,030千円

(4) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間を準備期間とし、受注者は、備品・施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立等、発注者から業務引き継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

2 応募資格

平成30年度以降に児童福祉事業の運営実績を有している民間事業者で法人格を有する者とする（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）。

ただし、法人又はその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び市の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。

- (4) 応募書類提出時点で、香取市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる(暴力団の利益となる活動を行うことを含む。)
- (6) 直近3年間の法人税、法人住民税(市町村民税法人分)、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。
- (7) 他に応募している法人と、主たる役員が重複している。

3 実施要領等の交付方法

香取市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) からダウンロードするものとする。

4 応募手続

本プロポーザルに参加する意向がある場合、以下の参加表明書及び応募必要書類を提出期限までに提出すること。ただし、書類が不足している場合又は提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルに参加できないものとする。

令和4・5年度香取市入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、提出書類①から⑤を必要書類とし、登録されていない者にあつては、①から⑨までを必要書類とする。なお、⑩の提出は任意とする。

(1) 提出書類

- ① 【様式1】参加表明書
- ② 【様式3】応募申込書
- ③ 【様式4・4-1】法人概要書・役員名簿
- ④ 【様式5】提案書
- ⑤ 【様式6】見積書
- ⑥ 法人登記簿謄本(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑦ 印鑑証明書(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑧ 定款又は寄附行為(最新のもの)(原本証明)
- ⑨ 過去3年分の法人税・法人住民税(市町村民税法人分)納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書
- ⑩ 子どもに関連する事業の実施及び受託実績に関する書類(提出は任意)
※形式自由・パンフレット等でも可

(2) 提出期限

①のみ令和4年10月31日(月)午後5時とし、その他の書類は、令和4年11月4日(金)午後5時とする。

(3) 提出先

香取市役所福祉健康部子育て支援課

(4) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

なお、①及び⑥から⑨については、1部とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送(必着)

5 受注者の選定

以下のとおり、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 期日 令和4年11月17日(木)

(2) 場所 香取市役所内

6 その他

詳細については、「香取市放課後児童クラブ・山田児童館運營業務委託プロポーザル実施要領」による。

7 問い合わせ及び各書類提出先

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地(香取市役所1階)

香取市役所福祉健康部子育て支援課

電話 0478-79-6158(直通)

FAX 0478-79-6160

メール jido@city.katori.lg.jp

※窓口開所時間は平日午前8時30分から午後5時15分